生活福祉資金貸付制度のご利用にあたって

　この制度は、相談と貸付を組み合わせて、世帯の自立にむけて支援する制度です。ご利用にあたっては、下記のことについて、あらかじめご理解、ご了承ください。

①申込から返済が終わるまで、民生委員と社会福祉協議会が関わります。

②同居の家族全員のお勤め先、学校、病気や障害の状況、毎月の収入と支出、借金の状況をお伺いします。

③同居の家族全員の同意が必要です。

④ご相談は本人が直接行ってください。（代理等はできません。）

⑤返済計画が立たない等、借りることがかえって負担になる場合は貸付けができません。

⑥民生委員の面談や書類審査がありますので、借りるまでには時間がかかります。また、審査結果によっては借りられない場合があります。

⑦金融機関や他の制度で借りられる場合は、そちらを優先します。

⑧債務整理を予定している方は利用ができません。

⑨契約済、発注済、購入済、支払済の費用は対象となりません。

⑩借りた目的と異なるお金の使い方をした場合は一括返済となります。（領収書の提出が必要です。）

高知県社会福祉協議会　福祉資金課

電話０８８－８４４－４６００